

おおたW e b 写真館で公開している写真の提供に関する要綱

平成 29 年 3 月 24 日 28 企広発第 11202 号

全部改正 令和 2 年 11 月 12 日 2 企広発第 10684 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田区（以下「区」という。）が管理するホームページ「おおたW e b 写真館」において公開されている写真（以下「デジタル写真データ」という。）について、区の知名度アップ及びイメージ向上につながるようなものに対し、広く「素材」として利用してもらうため、デジタル写真データの提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供方法)

第 2 条 デジタル写真データの提供は、当該データを利用したい者が、ホームページからダウンロードすることにより行うものとする。この場合において、当該デジタル写真データを利用するもの（以下「利用者」という。）は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 合成、変型、色変換等の画像処理により、当初のデジタル写真データが与える印象を変えないこと。
- (2) デジタル写真データの掲載にあたっては、「大田区提供」の記載をすること。
- (3) デジタル写真データを出版物等に掲載する場合は、当該出版物等を発行する日の前日までに当該出版物等を 1 部提出すること。

(利用制限)

第 3 条 デジタル写真データの利用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該データを利用することができない。

- (1) 区の公共性又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 1 条に掲げる営業に利用するとき。
- (3) 政治活動、宗教活動等に利用するとき。
- (4) 公序良俗に反するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広聴広報課長が利用目的として適当でないと認めるとき。

(デジタル写真データの保護)

第 4 条 広聴広報課長は、デジタル写真データの利用が前 2 条に違反すると認めるときは、利用者に対し、当該データの削除又は利用の差し止めを求めることができる。

(免責)

第 5 条 利用者がデジタル写真データを用いて行う一切の行為について、区は、何ら責任を負わない。

2 デジタル写真データについて、区は、予告なく変更、移転、削除等を行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。